

I 補助金について

幼稚園で働く教諭補助者が、新たに幼稚園教諭免許を取得して就職したとき、取得に要した修学費用の一部を補助します。

II 補助対象と補助限度額

1 対象者（①～⑤すべてに該当する者）

- ① 市内幼稚園にて、教諭補助者として勤務していた実績があること
- ② 市内幼稚園勤務かつ市内在住であること
- ③ 幼稚園の園長ではないこと
- ④ 免許取得後、常勤幼稚園教諭として、幼稚園にて1年間継続して勤務する意向があること
- ⑤ 雇用保険制度の教育訓練給付や本補助金と同趣旨の助成等を受けていないこと

2 補助対象経費

幼稚園に採用された年の前年度中に、幼稚園教諭免許状の取得に要した費用

※内容によって対象とならない場合がありますので、詳細は幼児教育課までお問い合わせください。

3 補助金額

補助対象経費の60%。ただし、250,000円を限度とする。



IV 申請の流れ



申請書の提出

下記書類を添え、期日までに幼児教育課まで提出をお願いします。

[提出書類]

- 松戸市幼稚園教諭免許状取得支援補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- 松戸市幼稚園教諭免許状取得支援補助金交付申請書に係る誓約書
- 修学費用の支払いを証明する書類
（領収書、通帳の写し、振込したことが分かる書類等）
- 実績報告時点の就労証明書又は現況報告書
- 幼稚園教諭免許状の写し



交付決定(確定)通知書の送付

上記申請を受けて、市から交付決定通知を送付いたします。



交付請求書の提出

交付決定(確定)通知が届き次第、交付請求書を幼児教育課までご提出ください。

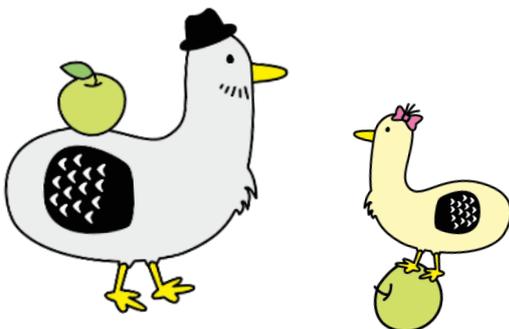
[提出書類]

- 松戸市幼稚園教諭免許状取得支援補助金交付請求書（第3号様式）
- 補助金の振込先口座の通帳の写し



補助金の支払い

申請者から指定のあった口座に振り込みます。



松戸市役所 子ども部 幼児教育課
TEL : (047) 701-5126
mail : mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp
〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5